

所得税の確定申告書の記載説明会日程

対象地区	相談日	会場	時間
全地区	2月9日(水) 10日(木)	町民会館	9:00~12:00 13:00~16:00

(注) 初日の午前中は大変混雑しますので、他の時間帯をご利用ください。

町県民税の申告が必要な人

平成17年1月1日現在、熊野町内に住所がある人で、次の各項に該当する人は、申告書を提出しなければなりません。ただし、所得税の確定申告をした人は不要です。

平成16年中に営業、農業、配当、不動産などの給与以外の所得がある人(20万円以下のときの所得税の確定申告は不要ですが、町県民税は必要です。)

平成16年中に退職した人
雑損控除、医療費控除、寄付金控除(一定制限有り)などを受けようとしている人
熊野町に住所はないが、町内に事務所や家屋敷がある人

《申告に必要なもの》

- ・印鑑
 - ・社会保険、生命保険、損害保険などの領収書、支払保険料の証明書
- 次の社会保険の支払証明書が必要な人には、次の部署で発行されます。

- ・国民健康保険税 住民課
- ・介護保険料 福祉課
- ・国民年金保険料 広島南社会保険事務所
253-7710

医療費控除を受ける人は、支払った医療費の領収書、明細書、保険などで補てんされる金額の明細書
身体障害者手帳又は戦傷病者手帳
源泉徴収票など、各所得(収入)金額のわかるもの
筆記用具、電卓等計算用具

役場での申告の
受付について

日時 2月16日(水)
3月15日(火)
(土・日曜日及び3月2
4日を除く。)

午前8時半~11時半
午後1時~4時半
税務課

受付方法 先着順に整理券
をお取りください。ただし、

件数が多い場合には早めに
締め切ることがありますの
で、ご了承ください。また、
役場での申告も「自書申告」
となっておりますので、ご協
力をお願いします。

国民健康保険税(国保税)の
簡易所得申告は住民課で

国民健康保険に加入して
いる世帯は、原則として全

ての加入世帯員の収入を申
告していただく必要があります。中でも、国保税の簡
易所得申告が必要な人は、
次のとおりです。

確定申告及び町県民税の
申告を必要としない人
遺族年金、障害者年金、
福祉年金を受給している
人
各種扶助料・各種手当な
どを受給している人

疫病その他の事情により
平成16年中に所得が全く
なかった人

《申告に必要なもの》

- ・各所得(収入)のわかるもの(源泉徴収票など)
- ・印鑑

《国保税の軽減》

簡易申告をすることによ
って、国保税が軽減される
こともあります。必ず申告
してください。

「ご相談・お問合わせ

税務課・住民課では、次
ページ の日程で町県民税・
国保税の申告の出張会場を
設けますので、申告方法や
その他わかりにくいことな
ど、お気軽にご相談くださ
い。

問合せ先
税務課 820 820
住民課 5 5
6 6
0 0
4 3

主婦と税金

(次の説明は控除額等、基